



(保険者に対する通知等)

**第九条** 審査官は、審査請求がされたときは、第六条又は第七条第二項本文の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他利害関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見述べることができる。  
(審査請求の手続の計画的進行)

**第九条の二** 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭による意見の陳述)

**第九条の三** 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人の申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見述べる機会を与えないべきではない。ただし、当該申立人の所在その他事情により当該意見述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対し、質問を發することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対する陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他でない場合には、これを制限することができる。

5 審査請求は、原処分の執行により生ずる（原処分の執行の停止等）

**第十一条** 審査請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査官は、原処分の執行により生ずる（原処分の執行の停止等）

ることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。  
3 第一項の執行の停止は、審査請求があつた日から二月以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。  
4 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによって行う。

5 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人に通知しなければならない。  
(手続の併合又は分離)

**第十条の二** 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

(文書その他の物件の提出)

**第十条の三** 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした保険者は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審理のための処分)

6 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

**第十一条の二** 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第十九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項に定める審査請求の手続（以下この条において「特定審査請求手続」という。）を計画的に遂行することができる。

2 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聽かなければならぬ。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところによ

三 鑑定人に鑑定させること。  
四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。  
3 第一項第四号の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。前項の規定により嘱託を受けた審査官も、同様とする。

4 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

5 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が、正當な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

6 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

**第十一条の三** 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十条の三第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の利害関係人に通するものとする）  
等）

3 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聽かなければならぬ。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところによ

人が遠隔の地に居住している場合その他相当認められる場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。  
4 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。

5 審査官は、前項の規定による意見の聴取を行つた場合は、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。



委員長及び委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかるわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一員長の決するところによる。

4 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかるわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一員長の決するところによる。

（給与）

**第二十八条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。  
 （特定行為の禁止）

**第二十九条** 委員長及び委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動すること。

二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（利益を代表する者の指名）

**第三十条** 厚生労働大臣は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険（石炭鉱業年金基金の行う事業を含む。）ごとに、被保険者（石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する境内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）の利益を代表する者及び事業主（船員保険にあっては、船舶所有者）の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

2 厚生労働大臣は、国民年金の被保険者及び受給者の利益を代表する者四名を指名するものとする。

**第三十一条** 削除

**第二節 再審査請求及び審査請求の手続（再審査請求期間等）**

**第三十二条** 健康保険法第一百八十九条第一項、船員保険法第一百三十八条第一項、厚生年金保険法

第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2 健康保険法第一百九十条、船員保険法第一百三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。

3 第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、前二項の期間について準用する。

4 第五条の規定は、第一項に規定する再審査請求に準用する。

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第一百八十一条第四項、船員保険法第一百三十二条第四項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合）及び年金給付遅延加算金支給法第六条の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）の規定による請求を受けて処分をしたときは、原処分をした保険者以外の当事者に通知しなければならない。

6 意見陳述に際し、当事者（原処分をした保険者を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求又は審査請求に係る事件に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求又は審査請求への参加の取扱いは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。（原処分の執行の停止等）

**第三十五条** 再審査請求及び審査請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査会は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。

**第三十六条** 審査会は、執行の停止又は執行の取消をしたときは、原処分をした保険者以外の当事者に通知しなければならない。（審理の期日及び場所）

**第三十七条** 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第三十条第一項又是第二項の規定により指名された者に通知しなければならない。（審理の公開）

**第三十八条** 審理期日における審理の指揮は、審査長が行なう。（意見の陳述等）

**第三十九条** 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭し、意見を述べることができる。第三十条第一項の規定により指名された者に通知しなければならない。

**第四十条** 審査会は、審理を行ふため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによって行う。

**第四十一条** 審査会は、審理を行ふため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

1 事件の実態を査定する。

2 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の關係人物の提出を命じ、又は提出物を留め置くこと。

3 鑑定人に鑑定させること。

4 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の關係人物の提出を命じ、又は提出物を留め置くこと。

5 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

6 前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

4 審査会は、当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと













後にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十一条** 附則第五条から前条までに定めるもの  
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定  
める。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日  
二 附 則（令和五年六月一六日法律第六三  
号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七  
条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日  
二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第  
二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号  
の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三  
十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十  
九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事  
業法第五条第一号の改正規定、第四十三条、  
第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五  
条中民間事業者による信書の送達に関する法  
律第八条第二号の改正規定並びに第五十六  
条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び  
第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十  
条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日  
から起算して三年を超えない範囲内において  
政令で定める日

(公示送達等の方針に関する経過措置)

**第二条** 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に  
掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送  
達又は通知について適用し、同日前にした公示  
送達、送達又は通知については、なお従前の例  
による。

一 及び二 略

三 第二十三条の規定による改正後の社会保険  
審査官及び社会保険審査会法第十五条第三項

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に必要な経過措置(罰則に関する経  
過措置を含む。)は、政令で定める。